

## 「次期地域福祉計画」の構成案

第2次計画の構成	中間見直しに係る考え方	第2次計画（後期計画） 構成案	章の機能
(全般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間見直しではあるものの、法改正を踏まえて福祉部門の上位計画となるよう、抜本的な改定とする。</li> <li>計画期間について、上位関連計画等を踏まえた整理を行う。</li> <li>現計画の内容を尊重しつつ、適切な進行管理ができる計画に再編する（「計画期間」に「町が行うこと」を記述する）</li> </ul>		
第1章 計画策定の背景 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会動向</li> <li>2 計画の位置づけ</li> <li>3 関連計画</li> <li>4 人口の動向等</li> <li>5 地域福祉活動の担い手と役割</li> <li>6 計画期間、圏域の考え方</li> <li>7 第1次計画の進捗状況</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1章を2つに分ける。</li> <li>現計画の項目を踏まえて、端的に整理する。</li> <li>計画の策定体制については、資料編とする。</li> </ul>	第1章 この計画について <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法的根拠</li> <li>2. 計画の位置づけと計画期間（関連計画含む）</li> <li>3. 近年の関連動向</li> </ol>	計画の位置づけを規定する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画（「行うこと」を示すもの）の前提となる内容として、する。</li> <li>主要な指標等について本編の掲載とするが、それ以外は、現計画の進捗も含めて資料編で扱う。</li> <li>計画課題を集約して記載する。</li> </ul>	第2章 精華町の地域福祉に係る概況と課題 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人口・世帯</li> <li>2. 地域コミュニティ（圏域の考え方も整理）</li> <li>3. 地域福祉活動</li> <li>4. 住民の意識（アンケート調査結果等の要諦）</li> <li>5. 計画課題 （現段階の課題の仮説） [1] 地域共生社会づくり（地域福祉の重要性の高まり） [2] 地域福祉の担い手の育成・確保 [3] “一歩手前”のセーフティネットの整備 [4] 社会参加の保障の拡充 [5] 圏域、条例等と会議体などの再編</li> </ol>	概況把握に係る内容を記載する。  計画課題（行うべきこと≠行うこと）を示す
第2章 第2次精華町地域福祉計画 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理念 世代をこえて安心して住めるまちをめざして</li> <li>2 方針 方針1 日常生活圏域における地域ぐるみの支え合いの実現 方針2 安心して住めるまちをめざす地域包括ケア体制の実現 方針3 校区圏域の地域福祉活動の支援 方針4 新たな地域福祉活動の担い手の養成 方針5 新旧地域の交流や人のつながりづくり</li> <li>3 施策体系</li> <li>4 事業</li> </ol> 施策1 住民主体の校区中心組織づくりと担い手養成 <ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 校区住民組織の活動支援、しくみづくり</li> <li>1-2 地域福祉活動の担い手の養成、確保</li> </ol> 施策2 せいか地域包括ケア体制づくり <ol style="list-style-type: none"> <li>2-1 せいか地域包括ケアのしくみづくり</li> <li>2-2 身近な相談拠点、情報発信</li> <li>2-3 権利擁護のしくみづくり</li> </ol> 施策3 人のつながりに支えられた要配慮者支援の体制づくり <ol style="list-style-type: none"> <li>3-1 緊急災害時の要配慮者支援</li> <li>3-2 災害時の要配慮者避難支援の充実</li> </ol> 施策4 身近な居場所、活動拠点づくり <ol style="list-style-type: none"> <li>4-1 身近な民家活用の支援策</li> <li>4-2 地域福祉活動拠点の再整備</li> </ol> 施策5 せいかならではの資源を生かした人のつながりづくり <ol style="list-style-type: none"> <li>5-1 地域ぐるみの福祉教育の充実</li> <li>5-2 自然環境や農業をいかした人のつながりづくり</li> <li>5-3 健康づくり活動グループなどとの連携</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2章を「掲げるもの」「行うこと」の2つに分ける。</li> <li>理念の趣旨を継承するが、福祉部門の上位計画としての位置づけ等を踏まえることとし、かつ、状態像としての表現とする。</li> <li>「方針」について、「目標」の位置づけとし、再編する。</li> <li>介護保険の総合事業で実施している「地域で『えん』づくり」の取り組みを、広く地域福祉に係る取り組みとして拡充し、精華町の地域福祉に係る協働事業提案の仕組みとする。</li> </ul>	第3章 理念と計画目標 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本理念（町のあるべき姿） 「支えあいの絆を みんなでつくるまち 精華町」……現段階試案 地域共生社会としての状態像として表現 世代をこえる……「みんな」で代替、説明文で補足 支えあい……理念説明文より採用 住める……よき住生活を楽しむ受動的表現から、住民主体の能動的表現「つくる」に変更 地域福祉活動計画の基本理念：「地域で共に助けあい支えあうまちづくり」</li> <li>2. 計画目標（基本理念に向かって、求める状態像） [1] 「我が事・まるごと」の地域福祉の仕組みが定着している [2] その人の生活のしづらさを「まるごと」受け止める仕組みを備えている（せいか地域包括ケア体制の充実） [3] 人権文化に根ざした地域共生社会の考え方が、町のまちづくりの基軸となっている</li> </ol>	基本理念や原則、計画目標を共有する
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の位置づけ、目標の再編を踏まえて再構成する。</li> <li>施策の階層と事業の階層（一段下位）を整理し、粒度を揃える。</li> </ul> （適切な進行管理のためのポイント） <ul style="list-style-type: none"> <li>標準化した体系とし、なるべく粒度を揃える。</li> <li>計画期間に役場が行うことを書く。</li> <li>計画に掲げたことしか行わない→計画に掲げたことは実行する。</li> <li>そのため、予算要求の根拠として、計画を用いる。</li> <li>計画の実行を測定するための指標を備える。</li> <li>施策表現に係る術語を精確に用いる。 →「拡大」であれば対象範囲を広げるもの、「充実」であれば取り組み内容の増進を図るもの、「拡充」であればその両方を行うもの。</li> </ul>	第4章 目標ごとの施策（ごく粗い構成） 目標1 「我が事・まるごと」の地域福祉の仕組みが定着している ア せいか地域の絆づくりの拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 住民や社協、社会福祉法人等の発意による福祉活動・事業の展開を生む社会装置へ</li> <li>・住民「総担い手化」[ボランティア等]</li> <li>・社協・社会福祉法人の公益的活動 等</li> </ul> イ ふれあい・交流の居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧地域の住民交流の促進</li> <li>・民家活用 等</li> </ul> ウ 校区・日常生活圏域での実践の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民活動の支援</li> </ul> 目標2 その人の生活のしづらさを「まるごと」受け止める仕組み（絆ネット）を備えている エ 「まるごと窓口」の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 生活のしづらさの発現領域と主要な社会資源の対応を整理</li> <li>・住生活、日常生活[平時/災害時等の備え、含、共生型サービス]</li> <li>・社会参画[「働く・輝く」場の開発]</li> </ul> オ 「まるごと相談」の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 専門相談とソーシャルワークの充実</li> <li>・多職種協働の前進</li> <li>・専門人材のマルチ化 等</li> </ul> カ 権利擁護と生きづらさの支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度、成年後見センター、虐待対策 等</li> <li>・自殺予防・自殺対策</li> </ul> 目標3 地域共生社会の考え方が、町のまちづくりの基軸となっている キ 福祉教育の充実 ク ユニバーサルなまちづくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化、ユニバーサルデザインの考慮、合理的配慮</li> </ul> ケ 地域福祉推進体制の再編 <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸協議体の再編・整理（含、関連条例・要綱等の改定） 等</li> </ul>	計画期間に行うことを示す
第3章 計画の進行管理 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 推進体制</li> <li>2 計画の進行管理</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な内容を踏襲しつつ、整理する。</li> </ul>	第5章 計画の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の進行管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動計画の協調（体制、進捗管理）</li> </ul> </li> <li>2. 新たな財源の確保と有効活用</li> <li>3. 圏域・府等との協調・連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉人材の育成・確保</li> </ul> </li> </ol>	計画推進の体制等について示す

